

## 学則・細則一部抜粋【進級・卒業認定について】

### 【学則】

#### 第5章 進級及び卒業

##### (進級及び卒業)

第25条 進級及び卒業の認定は、各学年での全授業科目を履修し、所定の単位を修得した者に認定会議の議を経て校長が行う。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（別記第1号から3号様式）を授与する。

### 【細則】

#### 第4章 履修認定・出席および欠席・授業・実習・評価・単位・試験

##### (履修認定)

第9条 各授業科目の所定時間数の5分の4以上の出席をもって、その授業科目を履修したものと認める。

##### (評価)

第12条 授業科目の評価基準は次の表並びに各号のとおりとする。

##### 1 全学科における科目の評価基準

| 評価 | 評価基準               | 合否  |
|----|--------------------|-----|
| 秀  | 100点満点法による 90点以上   | 合格  |
| 優  | 100点満点法による 80点～89点 |     |
| 良  | 100点満点法による 70点～79点 |     |
| 可  | 100点満点法による 60点～69点 |     |
| 不可 | 100点満点法による 60点未満   | 不合格 |

##### (単位認定)

第16条 各授業科目を履修し、その評価基準に合格した場合の単位の認定は、認定会議を経て校長が行う。